

## 上場会社等監査人登録制度の概要

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、監査業務の公共性に鑑み、社会的に影響の大きい上場会社を監査する監査事務所の監査の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するために、2007年4月1日から、「上場会社監査事務所登録制度」を導入しました。

この制度は、上場会社の監査を行う監査事務所について、上場会社監査事務所名簿への登録を求め、登録された監査事務所の概要、その監査の品質管理のシステムの概要及び品質管理レビューの実施状況等を開示することにより、登録された監査事務所の監査の品質管理の状況を、投資者を始めとする市場関係者に明らかにするものです。

2022年5月11日には、上場会社監査の担い手の裾野の拡大を背景として、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律が成立しました。改正法では、上場会社等の監査に関する登録制度は、法制上の登録制度として定められており、これまでの知見・ノウハウを活用する目的から、当協会が、制度の運用を引き続き行うこととなりました。この改正法を踏まえ、当協会は、関連する協会内の諸制度の変更を行い、2023年4月1日から、「上場会社等監査人登録制度」を運営しています。

以 上